

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲16ないし甲27）

令和3年（2021年）8月26日

東京地方裁判所 民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰孝



同 加藤 由利子



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 16	「GovTech Express」案内	写し	R2	原告	「GovTech Express」の概要
甲 17 の 1	見積書兼注文書 （和光市）	原本	上欄の見積 書部分につ き R2. 9. 25 下欄の注文 書部分につ き R3. 4. 1	上欄の見積 書部分につ き原告 下欄の注文 書部分につ き和光市	和光市は「GovTech Express」を 導入していること、及び、原告と 和光市の間の当該サービスに係る 契約内容
甲 17 の 2	貸借借契約書（和 光市）	原本	R3. 4. 1	和光市 原告	同上

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 18 の 1	和光市のサイトにおける「行政改革」と題するページ	写し	R3. 8. 18 (プリントアウト日)	和光市	埼玉県和光市は、「行政改革」の一つとして「LINE との協働連携事業」を謳っていること 【備考】 本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/kihonseisaku/_5695.html
甲 18 の 2	和光市のサイトにおける「LINE との協働連携事業」と題するページ	写し	R3. 8. 18 (プリントアウト日)	和光市	和光市は、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けていること 【備考】 本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/kihonseisaku/_5695/_19647.html
甲 19	調査票（和光市）	写し	R3. 6. 3	和光市	和光市において、「GovTech Express」を導入しているものの本サービスを利用していないのは、本通知の存在が理由であることなど 【備考】 本書証は、和光市から送付されたメールに添付された PDF データをプリントアウトしたものである。
甲 20 の 1	見積書兼注文書① (東郷町)	写し	R3. 4. 1	原告 東郷町	東郷町は「GovTech Express」を導入していること、及び、原告と東郷町の間の当該サービスに係る契約内容
甲 20 の 2	見積書兼注文書② (東郷町)	写し	R3. 4. 1	原告 東郷町	同上

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 21	東郷町のサイトにおける「東郷町 LINE 公式アカウント」と題するページ	写し	R3. 8. 18 (プリントアウト日)	東郷町	東郷町は、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けていること 【備考】 本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.town.aichi-togo.lg.jp/kikaku/joho/chousei/jouhouseisaku/line.html
甲 22	調査票（東郷町）	写し	R3. 6. 25	東郷町	東郷町において、「GovTech Express」を導入しているものの本サービスを利用していないのは、本通知の存在が理由であることなど 【備考】 本書証は、東郷町から送付されたメールに添付された PDF データをプリントアウトしたものである。
甲 23	行政文書開示決定通知書	原本	R3. 7. 12	東郷町長 井俣憲治	原告が東郷町長に対して令和 3 年 6 月 30 日付けにて情報公開請求をしたところ、同年 7 月 12 日付けにて「令和 2 年 11 月 6 日付け町長報告書」につき開示決定がなされた事実
甲 24	「報告事項」と題する書面	写しを 原本として	R2. 11. 6	東郷町住民課長、同企画情報課長	東郷町において本サービスを利用すべく総務省に照会を行ったところ愛知県を通じて調整するよう求められたこと、愛知県は本サービスは本通知に反するので違法である旨の見解を示していることなど 【備考】 本書証は甲 23 の開示決定に基づいて写しの交付を受けた文書である。

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 25	「各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧（令和 3 年 3 月 31 日）」と題する一覧表の抜粋（1 頁及び 13 頁）	写し	R3. 3	内閣府	住民票の写しの交付請求における押印手続は、令和 3 年度より廃止されたこと（正確には令和 3 年度より廃止予定とされたこと）、及び、内閣府において住民票の写しの交付請求における押印手続の根拠について「法令・告示の根拠なし」と整理されていること 【備考】 本書証は、内閣府のサイト内の「書面規制, 押印, 対面規制の見直し・電子署名の活用促進について」と題するページ（※1）からリンクの貼られている pdf ファイル（※2）の一部をプリントアウトしたものである（当該 pdf ファイルは全部で 131 頁あるところ、この 1 頁と 13 頁を抜粋として証拠提出するものである）。 具体的な該当部分は、甲 25 の 2 枚目・中段部における、「手続 ID」欄が「9108」「9110」「9111」の列である。 ※1 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html ※2 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/210406document04.pdf
甲 26	「押印を求める行政手続の見直し方	写し	R3. 3	内閣府	押印について「法令・告示の根拠なし」とされる行政手続においても、押印が存続されるものが存在

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
	針（根拠別集計）」 と題する一覧表				することなど 【備考】 本書証は、甲 25 と同じ内閣府のサイト内の「書面規制，押印，対面規制の見直し・電子署名の活用促進について」と題するページからリンクの貼られている pdf ファイル（※）をプリントアウトしたものである。 ※ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/210406document01.pdf
甲 27	「押印を存続する行政手続」と題する一覧表	写し	R3. 3	内閣府	押印が存続されることとされた行政手続の一覧 【備考】 本書証は、甲 25 と同じ内閣府のサイト内の「書面規制，押印，対面規制の見直し・電子署名の活用促進について」と題するページからリンクの貼られている pdf ファイル（※）をプリントアウトしたものである。 ※ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/210406document03.pdf

以 上